

## 隅田公園 芝生広場・交流広場の利用案内

隅田公園芝生広場・交流広場における占用利用については、本ページおよび「隅田公園利用ガイド」(最終更新：令和6年4月)をご一読のうえ、予約受付期間をご確認いただき、**パークセンターまでお電話にてお問い合わせ**下さい。

- ・ [隅田公園利用ガイド](#)
- ・ [隅田公園平面図](#)
- ・ [隅田公園予約受付期間カレンダー](#)

### ■ 占用利用について

#### < 占用利用可能時間 >

- ・ 占用許可時間6：00 から 22：00 まで（準備・撤収の時間を含む。）
- ・ 音出し可能時間 10：00 ～ 21：00  
（音出し：楽器の演奏、大道芸パフォーマンス等、話し声より大きな音のでる行為）
- ・ 光の点灯可能時間 6：00 ～ 23：00（イルミネーション等の機材の点灯可能時間）

**なお、隅田川花火大会等、指定の期間は占用できません。**

#### < 占用可能エリア >

芝生広場の面積は約 3,000 m<sup>2</sup>

交流広場の占用可能面積は約 500 m<sup>2</sup>です



#### < 利用料金 >

利用料金は、占用面積×下表の利用時間区分単価で計算します。

占用面積(水平投影面積)で1 m<sup>2</sup>未満の端数がある場合は、小数点を切り上げて計算します。

例：水平投影面積 50.1 m<sup>2</sup>⇒ 占用面積は 51 m<sup>2</sup>

利用料金

	目的	利用時間区分	単価 (1㎡あたり)
事業又は営業活動を伴う占有	例：移動販売車による販売、物販、音楽イベント、大道芸、教室等	① 6時から10時まで	24円
		② 10時から16時まで	35円
		③ 16時から22時まで	35円
上記以外	例：ガールスカウトの訓練、赤い羽根共同募金、大道芸の練習等	1日	47円 ※3人で1㎡換算

※芝生広場は移動販売車による出店不可

例：10:00～20:00 まで 20㎡占有する⇒利用時間区分②と③を 20㎡占有

⇒20㎡×(35円+35円)=1,400円

例：12人で募金活動を行う。(営業活動でない) ⇒12÷3=4㎡⇒4㎡×47円=188円

内容によっては減免になる場合があるので、事前にホームページのお問い合わせフォーム、またはパークセンターにてお問い合わせください。(減免対象例：墨田区主催・共催・支援事業、防災訓練・避難訓練)

## ■ 占有利用予約について

### < 占有利用予約申込方法 >

予約は先着順です。「占有利用予約受付期間スケジュール」にて予約受付期間をご確認いただき、パークセンターまでお電話にてお問合せ下さい。(一般先着順予約電話受付時間は**13～17時**です)

空き状況を確認、仮押さえ後に芝生広場・交流広場予約申込用 URL をお伝えします。必要な書類をそろえた上で、**3日以内に Web 予約システムにて本申込**を行ってください。(初回のみ利用登録が必要です。)

### < 占有利用予約受付期間 >

実施月の3か月前～3週間前までが占有利用予約受付期間です。詳しくは「受付期間スケジュール」をご確認ください。

なお、「予約受付期間カレンダー」記載の空き状況につきましては変動する可能性があります。あらかじめご了承ください。

### < 必要な書類 >

Web 予約システムにて本申込を行う際にご提出いただきます。

#### ◆ 必要書類

内容	必要な書類	所定の申請書
移動販売車による出店をする場合 <b>※芝生広場は移動販売車による出店不可</b>	移動販売車単体で出店を行う場合 例：キッチンカー等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占有内容がわかる資料</li> <li>※書式自由 (出店スケジュール、販売品目・価格表、平面図等一式)</li> <li>・ 営業許可証一式の写し</li> <li>※営業許可の必要な業種に限る</li> <li>※東京都内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの</li> <li>・ 車検証の写し</li> <li>・ 飲食物を販売する場合には PL 保険 (生産物賠償責任保険) 証書の写し</li> <li>・ 関係機関等への申請書の写し</li> <li>※保健所、消防署、警察等への申請</li> </ul>	・ 様式-7 申請者以外で露店の出店に従事する者一覧 (当日販売を伴う占有で、区の後援がない場合) ・ 必要書類チェック表 (チェック表の○を●に変更して添付)

		が必要な場合のみ（下表参照）
イベント等で <u>物件を設けない場合</u>	物件を何も設置しない又はテントやイス等、動力を使用せずに大人4人程度で簡単に持ち運ぶことが可能なものを設置する場合 例：防災訓練等	・ 占有内容がわかる資料※書式自由（概要、平面図等一式） ・ 飲食物を販売する場合には PL 保険（生産物賠償責任保険）証書の写し ・ 関係機関等への申請書の写し ※保健所、消防署、警察等への申請が必要な場合のみ（下表参照）
イベント等で <u>物件を設ける場合</u>	ステージややぐら等、人が簡単に持ち運ぶことができないものを設置する場合 例：スポーツイベント、音楽イベント等	・ 占有内容がわかる資料※書式自由（概要、平面図等一式） ・ 飲食物を販売する場合には PL 保険（生産物賠償責任保険）証書の写し ・ 関係機関等への申請書の写し ※保健所、消防署、警察等への申請が必要な場合のみ（下表参照）

◆ 関係機関への申請書

内容	問い合わせ先			必要な届け出
	警察署	消防署	保健所	
道路上での作業等を行う場合	○	—	—	道路使用許可
火気を扱う場合	—	○	—	消防活動に支障を及ぼす恐れのある行為の届出書等
飲食物を提供する場合	—	—	○	飲食の提供内容によって必要書類が異なるため、保健所に事前に確認すること
動物を扱う場合	—	—	○	実施内容によっては、動物愛護管理法の規制を受ける可能性があるため、保健所に事前に確認すること

実施内容について、上記のうち複数に該当するときは、それぞれ必要な手続きを行ってください。  
関係機関の住所、連絡先は「利用ガイド」をご参照ください。

■ 占有利用の決定

本申込後審査を行い、おおよそ **1週間～10日後**に審査結果メールをお送りいたします。

占有利用が決定された方は、審査結果メールに記載の URL より期日内（7日間）に決済（クレジットカード/コンビニ払い（ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・セイコーマート）/Paypay/あと払いがご利用いただけます）を行ってください。期日内にお支払い完了いただけない場合、キャンセル扱いとさせていただきます。

**一度納入された利用料金等は、占有目的達成の如何に係らず返納できませんのでご了承ください。**

なお、ステージややぐら（物件）を設置する利用につきましては別途墨田区よりご案内いたします。  
占有場所については公園管理者にて調整後、利用日 10 日前頃までにご連絡いたします。

■ その他

芝生広場内の**車両通行や、ステージ等、芝生を傷めるような物の設置はできません。**

原則として本申込は Web でのお申込のみ受け付けております。スマートフォン、PC 等をお持ちでなく、Web での申し込みができない方はパークセンターにてご相談ください。

利用日直前、利用当日のキャンセル（やむを得ない理由は除く）、ご連絡なく利用がなかった場合、以後の利用を制限させていただくことがございます。

## 申請書等ダウンロード

「必要書類チェック表」をご確認の上、必要な様式をダウンロードしてください。

- ・ [別紙-13 必要書類チェック表【一般】](#)
- ・ [様式-4 公園特定占用許可申請書](#)
- ・ [様式-5 公園特定占用許可申請書※撮影](#)
- ・ [様式-6 利用料金減免申請書](#)
- ・ [様式-7 申請者以外で露店の出店に従事する者一覧](#)

## 問い合わせ先

隅田公園指定管理者：すみだパークマネジメントグループ

電話：090-3104 -0102

メール：[info@sumidapark.jp](mailto:info@sumidapark.jp)

### <パークセンター開所時間>（閉所日なし）

期間	窓口開所時間
4月から9月まで	平日：午前10時から午後7時まで 土日祝日：午前9時から午後7時まで
10月から3月まで	平日：午前10時から午後6時まで 土日祝日：午前9時から午後6時まで
花見時期（3月下旬から4月上旬）	午前9時から午後10時まで

※ 土日祝日の占用利用時のスタッフ滞在時間：午前6時から22時まで対応

※ 平日の占用利用時のスタッフ滞在時間：窓口開所時間外は状況に応じて対応